

# 福島の復興・再生に向けた取組

2024年11月



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

# 目次

福島復興に係る政府の体制	.....P.2
避難指示区域に係る経緯	.....P.4
避難指示解除地域における生活環境整備	.....P.9
帰還困難区域の復興・再生	.....P.17
除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況	.....P.24
産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組	.....P.28
福島国際研究教育機構(F-REI)	.....P.32
風評対策	.....P.42
福島復興関連法制度・予算	.....P.46

# 福島復興に係る政府の体制

# 福島復興に係る政府の体制

## オンサイト

## オフサイト

廃炉・汚染水・処理水対策

避難指示区域等

除染・中間貯蔵施設、  
廃棄物、モニタリング等

被災地の復旧・復興

原子力災害対策本部(原子力災害対策特別措置法)

本部長: 内閣総理大臣

副本部長: 内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、原子力規制委員会委員長

事務局: 内閣府(原子力防災担当)

復興推進会議  
(復興庁設置法)

議長: 内閣総理大臣

副議長: 復興大臣

廃炉・汚染水・処理水  
対策関係閣僚等会議

議長: 内閣官房長官、副議長: 経産大臣

ALPS処理水の処分に関する基本方針の  
着実な実行に向けた関係閣僚等会議

議長: 内閣官房長官、  
副議長: 経産大臣、事務局長: 経産副大臣

廃炉・汚染水・処理水対策チーム

チーム長: 経産大臣、事務局長: 経産副大臣

廃炉・汚染水・  
処理水対策  
現地事務所

廃炉・汚染水・処理水対策  
現地調整会議/福島評議会  
議長: 経産副大臣

原子力被災者  
生活支援チーム

チーム長:  
経産大臣  
環境大臣  
事務局長:  
経産副大臣

原子力災害  
現地対策本部

本部長: 経産副大臣

環境省

環境大臣

原子力規制庁

放射性物質対策:  
環境再生・資源循環局

福島地方環境事務所

政務: 環境副大臣

復興庁

復興大臣

福島復興:  
統括官  
(福島担当)

福島復興再生総局(※)

総局の長: 復興大臣

福島復興局

政務: 復興副大臣

富岡支所、浪江支所

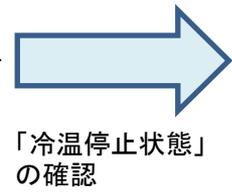
各省庁  
福島復興  
担当

# 避難指示区域に係る経緯

# 避難指示区域に係る経緯

## ①避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

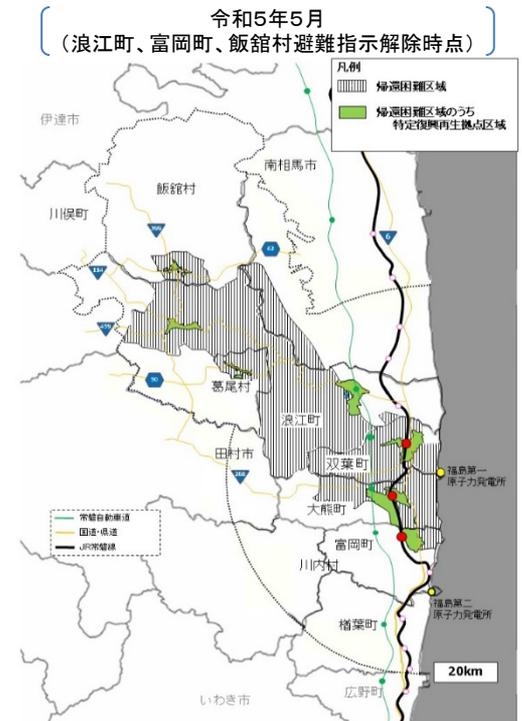
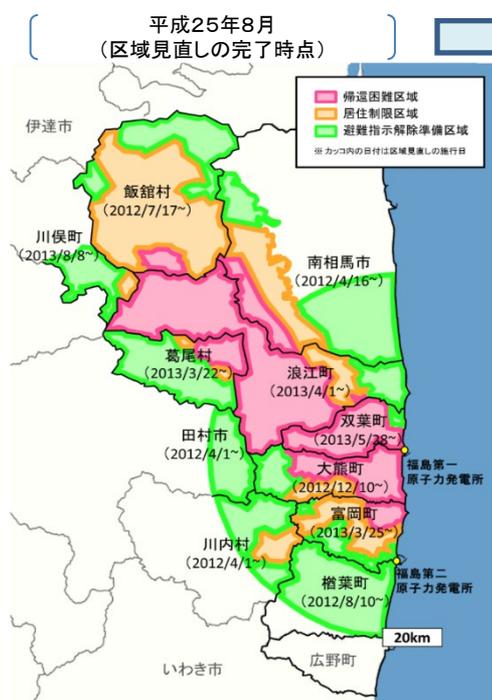
1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示
2. 平成23年4月
  - ・警戒区域（福島第一から半径20km）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】
  - ・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）  
【立入可、宿泊原則禁止】
  - ・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）  
【避難の準備、立入可、宿泊可】
3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除
4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始



5. 避難指示区域の見直しの実施
  - ・**帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
  - ・**居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）  
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
  - ・**避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）  
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

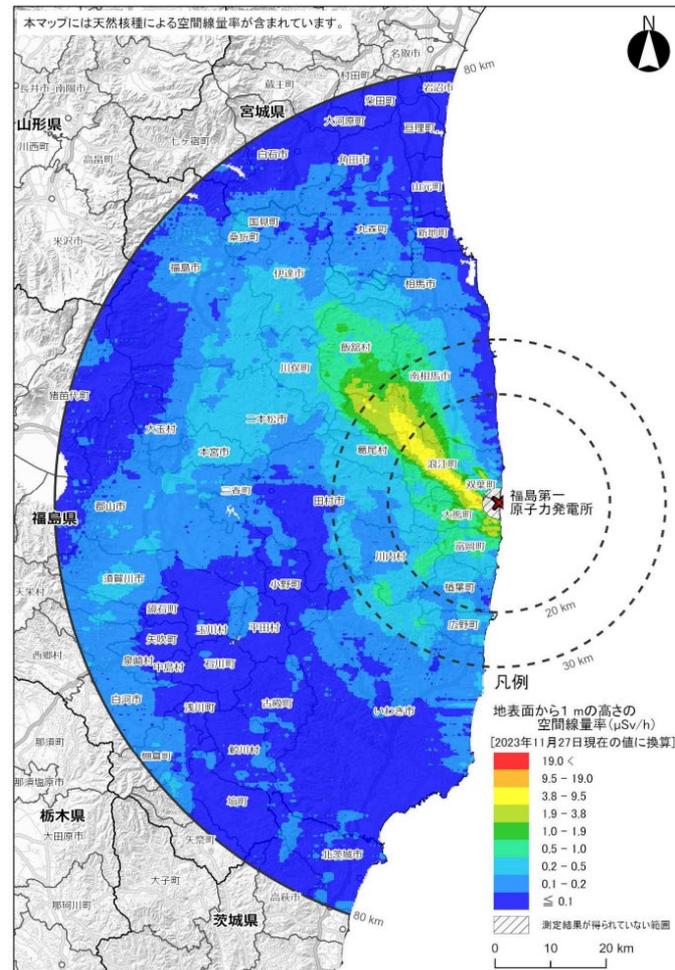
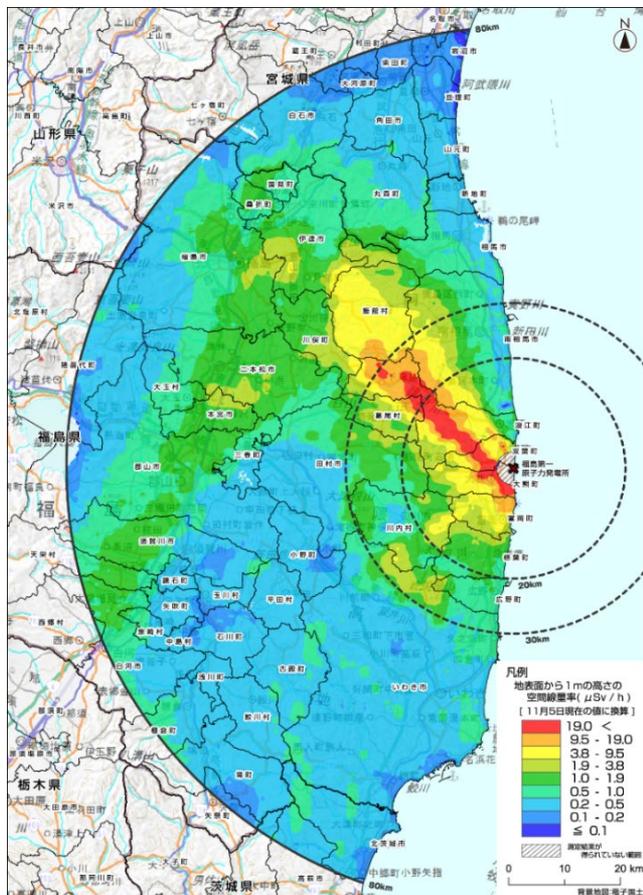
6. 避難指示の解除  
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



# 避難指示区域に係る経緯

## ②空間線量率平均の推移

○ 測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向にある。



2011年11月5日時点の線量分布

2023年11月27日時点の線量分布

# 避難指示区域に係る経緯

## ③避難者数・避難指示解除の状況

### 【避難者の状況】

東日本大震災による福島県全体の避難者  
約2.6万人(2024年8月時点)

※ピーク時(2012年5月)は約16.5万人

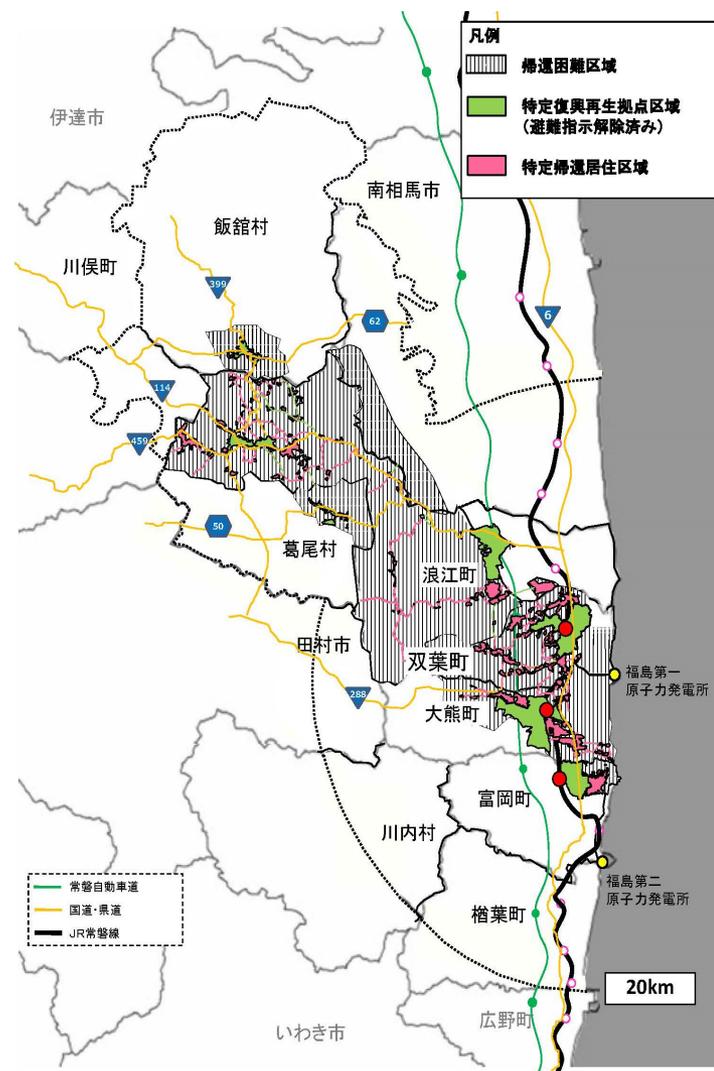
避難指示区域からの避難対象者  
約8千人(2023年4月時点)

※避難指示区域設定時(2013年8月)は約8.1万人  
※6町村の帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外

### 【避難指示解除の状況】

区域	時期	対応	
避難指示解除準備区域・居住制限区域	令和2年3月まで	全ての区域での避難指示解除を完了	
帰還困難区域	特定復興再生拠点区域 (葛尾村 大熊町 双葉町 浪江町 富岡町 飯館村)	令和2年3月	JR双葉駅・大野駅・夜ノ森駅周辺の避難指示を先行解除
		令和4年6月	葛尾村及び大熊町で避難指示解除
		令和4年8月	双葉町で避難指示解除
		令和5年3月	浪江町で避難指示解除
		令和5年4月	富岡町(夜の森・大菅地区)で避難指示解除
		令和5年5月	飯館村で避難指示解除
	令和5年11月	富岡町(小良ヶ浜・深谷地区内)で避難指示解除	
	拠点区域外	令和3年8月	「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定
		令和5年6月	福島特措法改正が公布・施行(「特定帰還居住区域」)
		令和5年9月	「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定
令和6年1月		「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定	
	令和6年2月	「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」について変更認定 「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定	
	令和6年4月	「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について変更認定	

### 避難指示区域の概念図(2024年4月23日時点)



東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1792報:2023年6月12日)による。  
避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報(2023年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

## ○避難指示解除の3要件(原子力災害対策本部決定 2011年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ②日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との協議

## ○避難指示の解除=復興の本格化

「檜葉町住民懇談会資料」(2015年6月)抜粋

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、政府一丸となって、檜葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

# 避難指示解除地域における生活環境整備

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ①生活環境整備の最近の状況

- 医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備や、新たな住民の移住・定住の促進（「ふくしま12市町村移住支援センター」による住まいや仕事等の情報の発信、移住者に対する住まいの確保の支援、移住支援金の給付など）に取り組んでいる。

### 医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市 「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町 「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町 「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
- 2021年2月 大熊町診療所 開所
- 2021年12月 小高診療所 開所
- 2022年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所
- 2022年6月 浪江町 「ふれあい福祉センター」開設
- 2023年2月 双葉町診療所 開所



ふたば医療センター附属病院

### 教育

- 小中学校等再開
- ：双葉町を除く11市町村が自市町村内で再開済
- 12市町村内の新規開校など最近の動き：
- 2019年4月 「ふたば未来学園中学校」開校
- 2020年4月 「いいたて希望の里学園」開校
- 2021年4月 「川内小中学園」開校
- 2022年4月 「富岡小学校」「富岡中学校」開校
- 2022年4月 「檜葉小学校」開校
- 2023年4月 「学び舎ゆめの森」大熊町内で学校再開（8月～新校舎利用）
- 2024年4月 双葉町で町内での学校再開に向けた基本構想をとりまとめ
- 2025年1月 「ふたば支援学校（旧富岡支援学校）」が檜葉町内で学校再開予定



学び舎ゆめの森

### 交通機関等

- 〔JR常磐線〕
- 2020年3月 全線再開、Jヴィレッジ駅常設
- 〔常磐自動車道〕
- 2020年3月 「常磐双葉IC」開通
- 〔相馬福島道路〕
- 2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通
- 2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
- 2021年4月 全線開通



Jヴィレッジ駅開業式

### 働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
- 2019年10月 檜葉町 檜葉北産業団地 「株式会社エヌビーエス」工場稼働
- 2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働
- 2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
- 2022年4月 川俣町 ベルグ福島  
川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所
- 2022年7月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所
- 2023年4月 双葉町 浅野燃系「フタバスーパーゼロミル」開所
- 2023年7月 南相馬市 下太田工業団地  
ARCALIS「GMP準拠のmRNA原薬製造施設」開所

### 住まい

- 復興公営住宅：計画戸数4,767戸完成
- 帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

### 買い物環境

- 2017年3月 富岡町 「さくらモールとみおか」全面開業
- 2018年6月 檜葉町 「ここなら笑店街」開業
- 2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
- 2020年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業
- 2021年4月 浪江町 「道の駅なみえ」開業
- 2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業
- 2023年8月 双葉町 「ファミリーマート双葉町産業交流センター/S店」開業
- 2023年8月 飯館村 移動販売「セブンあんしんお届け便」開始



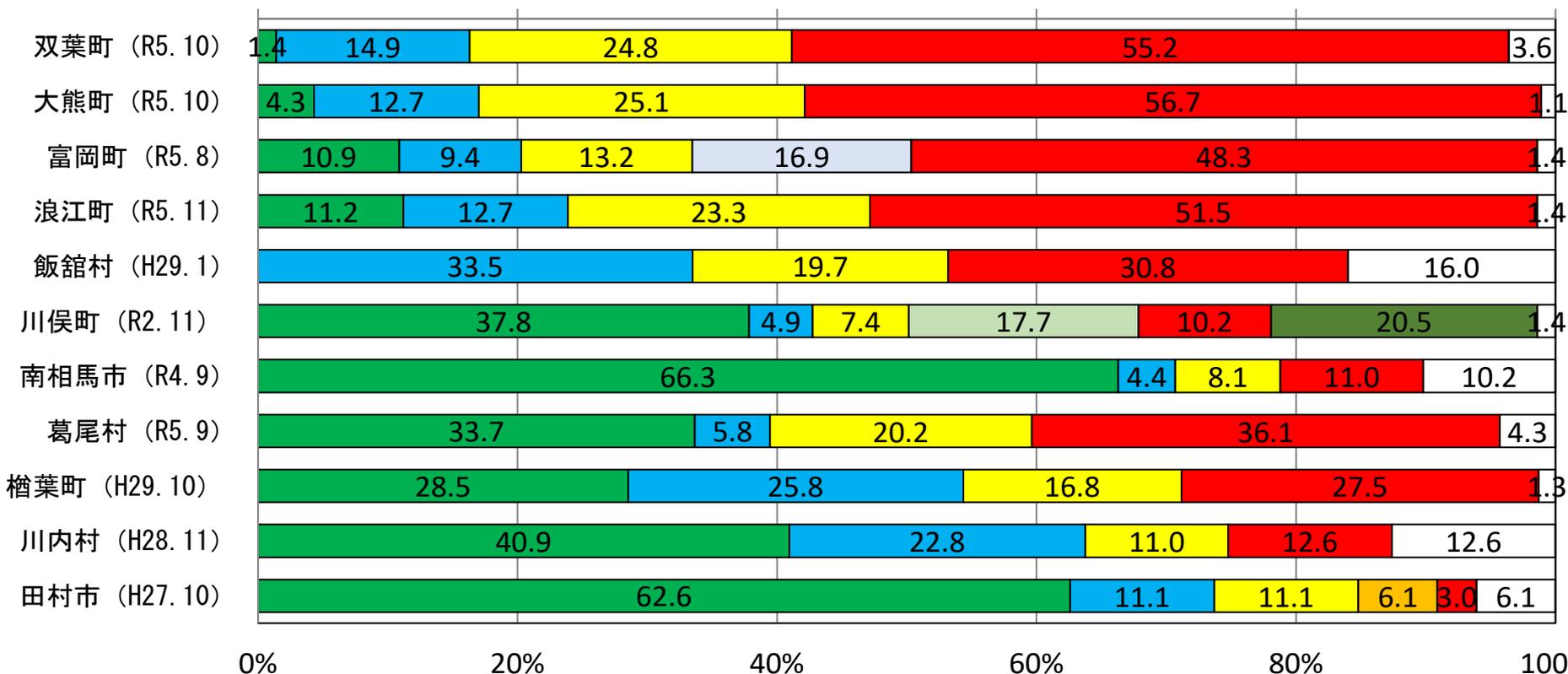
道の駅「なみえ」

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ②原子力被災自治体における住民意向調査(帰還意向等の把握)

- 原子力災害により、避難されている住民の帰還に向けた意向等を把握するため、2012年度から実施。
- 福島県内の11市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村※に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。

- 戻っている
- 戻りたい
- まだ判断がつかない
- 町内の他地区に転居している
- 戻りたいが戻れない
- 市内に住みたい
- 戻らない
- 町外に転出している
- 無回答



※復興庁・各市町村・福島県が共同で実施している「原子力被災自治体における住民意向調査」を基に作成。

※( )内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ③福島再生加速化交付金

【令和7年度概算要求額 602億円（令和6年度当初予算額 601億円）】

### 事業概要・目的

- 復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

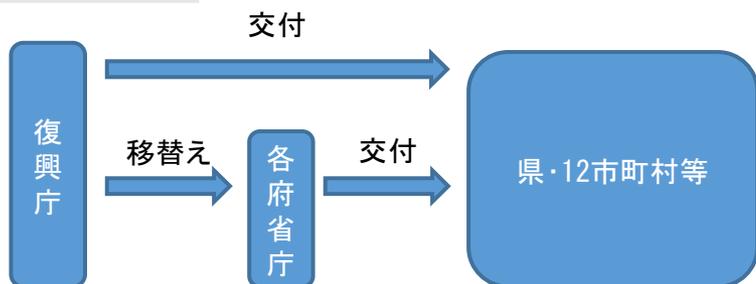
（参考）「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和6年3月19日）（抄）

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、令和3年度からの当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

### 期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

### 資金の流れ



### 事業イメージ・具体例

#### (1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

#### (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化・生活拠点等の整備（災害公営住宅、市街地の整備等）</li> <li>・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等）</li> <li>・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等）</li> <li>・新たな住民の移住等の促進に資する施策</li> </ul>
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援</li> <li>・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等）</li> <li>・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）</li> </ul>
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等</li> <li>・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等）</li> <li>・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等）</li> <li>○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消</li> <li>○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援</li> </ul>
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援</li> <li>・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備</li> <li>・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施</li> </ul>
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備</li> <li>・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知</li> <li>・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援</li> </ul>
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援</li> </ul>

○ 避難指示の長期化の影響などもあり、帰還の意向を有する方が限られている中で、帰還促進に加えて、「**復興の担い手**」となる**移住人材の確保**が必要。

○ **全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要。**

- ➡
- ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫** (令和4年度から家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充)
  - ② 福島12市町村移住支援センターによる**広域的な取組の実施**
  - ③ 12市町村への移住を検討している方々に対する直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金**を給付 (令和5年度から子育て世帯に対する支援等を追加)

### 12市町村による取組事例

#### ○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を取得する場合の改修に係る経費を補助

#### ○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を賃借する場合の家賃の一部を補助

#### ○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

#### ○ 相談窓口の設置

東京で移住相談ができるようにするために東京に相談窓口を設置

#### ○ 受入体制の整備

移住希望者が地域住民やすでに移住している者に直接対話し相談できる体制を整備

#### ○ 移住セミナー・体験ツアーの実施

移住のきっかけの提供や、移住後生活のイメージを具体化

### ふくしま12市町村移住支援センターによる戦略的な情報発信と呼び込み

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するポータルサイト「#未来ワークふくしま」を運用
- ポータルサイトに加え、各種SNS、タレント等を活用したYouTube動画プロモーションなど、様々なメディアを活用
- 先輩移住者へのインタビュー記事及び移住者向け求人情報、空き家物件や家賃相場等の住まい情報を総合的に発信
- 移住セミナーや移住体験ツアーの実施により、12市町村の魅力のPRや移住に係る疑問等の解消のほか、移住後におけるミスマッチを軽減

### 個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、**移住支援金・起業支援金**を給付

# (参考) # 未来 ワーク ふくしま

# 未来  
# ワーク  
# ふくしま

## 【Webサイト】

移住に関する12市町村で必要な情報「地域の特色を知る」・「仕事」（移住者向けの求人情報）、「暮らし」（住まいや子育て環境）、「各種支援制度」などを総合的に配信。テーマ別では起業・開業の情報や現地を体験訪問する際のモデルコース等を掲載。 WebサイトURL：<https://mirai-work.life/>



## 起業・開業支援

起業関連の現地スタディツアーや起業スクール等の開催情報を掲載



## 移住体験モデルコース

移住希望者が訪問する際の参考となる、各地域やテーマ別のモデルコースを掲載



## 【SNS・メルマガ】

「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指すSNS。メルマガではイベント情報をタイムリーに発信。

SNS

X(旧twitter)



@miraiwork\_lif  
e

instagram



@miraiwork\_life

facebook



mirai.work.fukushima

LINE(新規)



ふくしま12市町村  
移住支援センター

## 定例メルマガ

毎月1日と16日  
に定期発信

この配信のほか、  
月2回求人情報に  
特化したメルマガ  
を配信



# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ⑤ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

### 事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

### 主な事業例（国が全額支援）

#### ①生活環境の改善のための取組

##### ★ 公共施設・公益的施設の機能回復

###### ・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



###### ・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



###### ・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

#### ②避難解除区域への帰還加速のための取組

##### ★ 生活関連サービスの代替、補完

###### ・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



##### ★ 地域のコミュニティの維持

###### ・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



###### ・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

#### ③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等の

##### ★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

###### ・ 除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



###### ・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



##### ★ 住民の一時帰宅支援

###### ・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など 15

## ⑥福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言 (平成27年7月30日策定、令和3年3月8日改定)

### 【平成27年提言策定】

平成27年、被災者が今後の見通しを得る一助とすべく、復興大臣の下に「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を設置し、目指すべき30-40年後の地域の姿を示す提言「**福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言**」を策定した。その際進捗を管理する観点から、中期的な目標年として令和2年(2020年)を設定し、具体的な課題と取組を提示した。これに基づき「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を毎年開催し、本提言のフォローアップを行ってきた。

### 【令和3年提言改定趣旨】

中期的な目標年である令和2年(2020年)を迎え、**これまでの復興の進捗や福島特措法の改正等を鑑み、更なる重点的な施策の実施と加速化が必要**なことから、令和3年3月に本提言を見直した。見直しに当たっては、**本提言の実現に向けた具体的な課題と取組は、福島県作成の福島復興再生計画に継承**されることとなった。

※関連予算として、本提言実現のための調査事業(約0.9億円 令和6年度)がある

### 【福島12市町村の将来像に関する有識者検討会委員】 (令和3年3月)

- ◎ 大西 隆 東京大学・豊橋技術科学大学名誉教授  
 (都市工学。豊橋技術科学大学学長、日本学術会議会長、東日本大震災復興構想会議委員歴任)
  - 家田 仁 政策研究大学院大学教授、東京大学名誉教授
  - 内堀 雅雄 福島県知事
  - 大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役会長
  - 高島 宏平 オイシックス・ラ・大地(株)代表取締役社長
  - 中村 良平 岡山大学大学院社会文化科学研究科(経済学系)特任教授
  - 松永 桂子 大阪市立大学大学院経営学研究科准教授
  - 山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長
- (◎：座長、○：座長代理)

### 【令和3年提言】

本提言では、**移住・定住促進、交流・関係人口の拡大等の視点を盛り込むとともに、取り組むべき施策の選択と集中の観点から、「国内で選ばれる地域となるために努力すべき領域」として4分野**「生活環境や産業・生業の再生」、「新産業の創出と集積」、「特色を持つ人材育成」、「復興に関する知見の体系化と活用」を提示した。

# 帰還困難区域の復興・再生

# 帰還困難区域の復興・再生

## ① 特定復興再生拠点区域の整備

- 2017年に福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」(拠点区域)を設定できる制度を創設。
- 当該制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の計画を認定。  
**2023年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示が全て解除された。**

### 双葉町 (2022年8月30日解除)



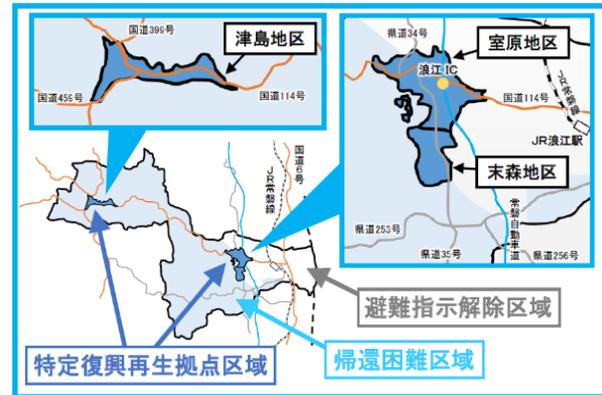
- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・計画認定：2017年9月15日

### 大熊町 (2022年6月30日解除)



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・計画認定：2017年11月10日

### 浪江町 (2023年3月31日解除)



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・計画認定：2017年12月22日

### 富岡町 (2023年4月1日解除)



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・計画認定：2018年3月9日

### 飯館村 (2023年5月1日解除)



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・計画認定：2018年4月20日

### 葛尾村 (2022年6月12日解除)



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・計画認定：2018年5月11日

※2023年4月1日に夜の森・大菅地区、11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除

- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除。
- 帰還困難区域についても、令和4年には葛尾村、大熊町、双葉町、令和5年には浪江町、富岡町、飯館村において特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。



### (1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。（R3.8.31）

### (2) 土地活用したいとの要望への対応

- 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする、仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。（R2.12.25）

### 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

#### (1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

**2020年代**をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。

【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】 除染・解体は国の負担。

【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。  
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

#### (2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**

＜福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律＞（令和5年6月9日公布・施行）

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定（要件は以下通り）

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣が認定**

- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

- (1) **除染等の実施(国費負担)**
- (2) **道路等のインフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

# 帰還困難区域の復興・再生

## ③特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」(拠点区域)を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定(2021年8月)。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正(2023年6月)により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



### ■計画の認定基準(区域の条件)

- ◆除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

### ■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

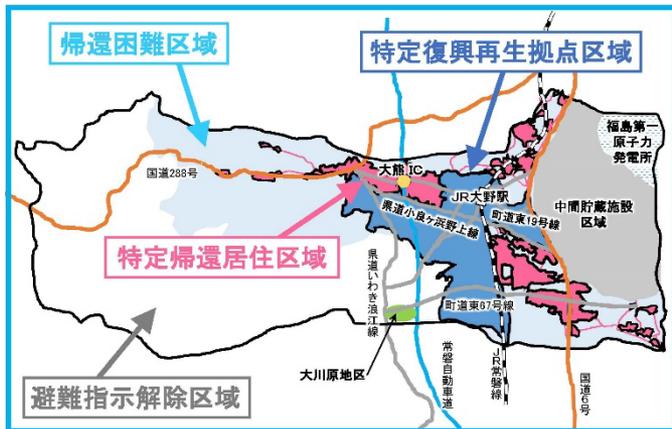
# 帰還困難区域の復興・再生

## ④ 特定帰還居住区域の整備

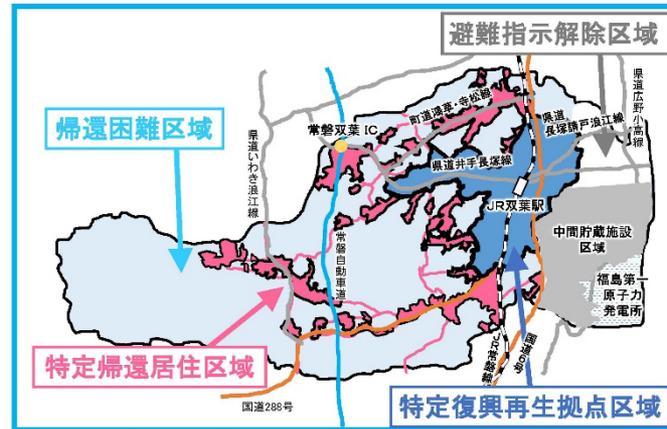
- 令和6年4月までに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。当該計画に基づき、4町において順次、除染等を開始。引き続き、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施。
- 葛尾村においては、令和5年度に実施した帰還意向調査の結果を踏まえ、今後、計画を作成予定。
- 帰還意向調査は自治体の意向を踏まえて複数回実施する方針であり、令和6年8月から浪江町が2回目を実施。

### 認定済みの特定帰還居住区域復興再生計画の概要

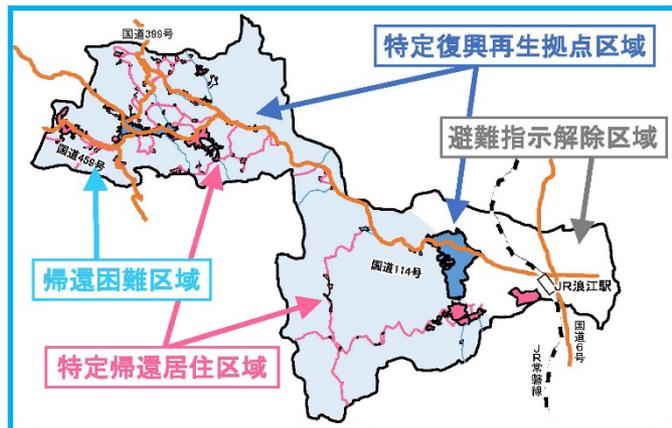
【大熊町（令和5年9月29日認定、令和6年2月2日変更）】



【双葉町（令和5年9月29日認定、令和6年4月23日変更）】



【浪江町（令和6年1月16日認定）】



【富岡町（令和6年2月16日認定）】



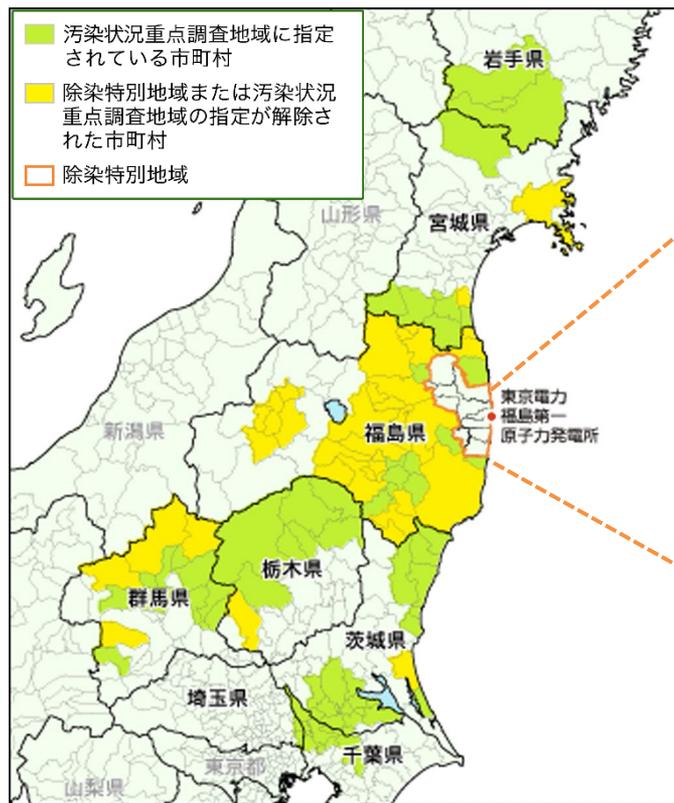
# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

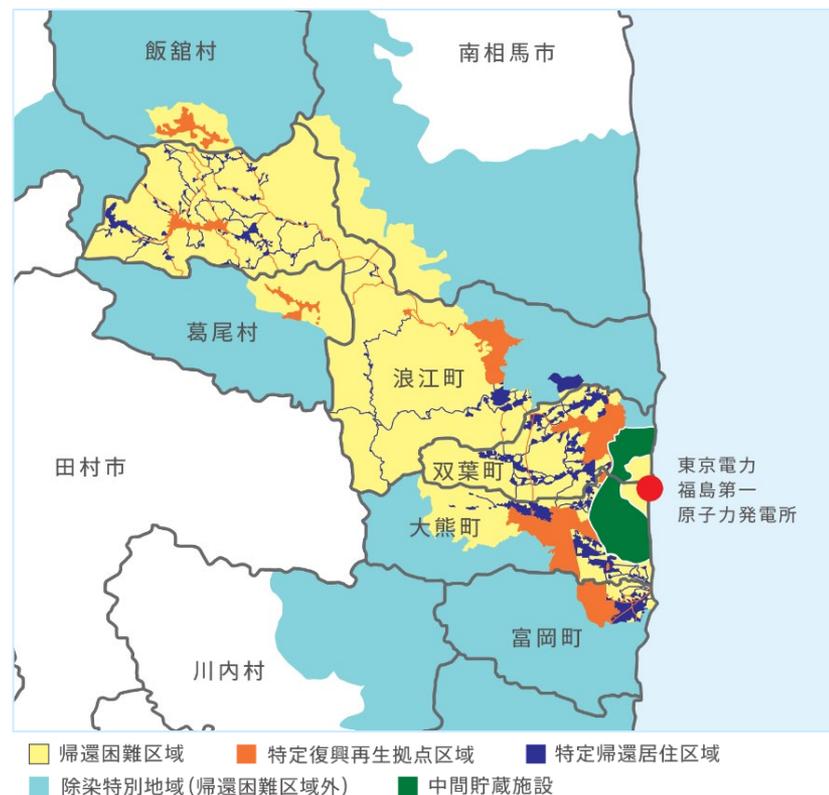
## ①除染の進捗状況

- 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了。**
- 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染や家屋等の解体を実施し、2023年11月までに、6町村の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。
- さらに、2024年4月までに大熊町・双葉町・浪江町・富岡町の特定帰還居住区域復興再生計画が認定され、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施中。

<汚染状況重点調査地域(市町村除染)>



<除染特別地域(国直轄除染)>



※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

## ②中間貯蔵施設について

### 1 中間貯蔵施設とは

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、**安全かつ集中的に管理・保管するための施設。**
- 中間貯蔵施設区域は、大熊町(1,100ha)、双葉町(500ha)にまたがる**約1,600ha**(面積は渋谷区とほぼ同じ。)

### 2 事業の進捗状況

#### (1) 用地取得状況

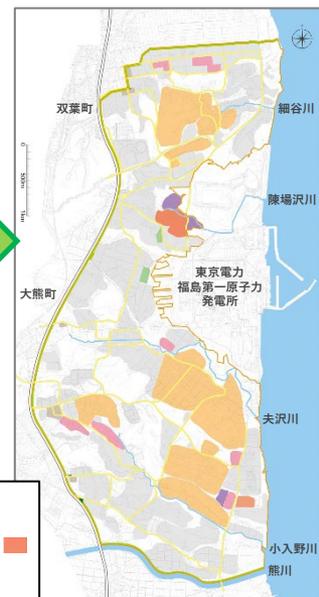
- 2024年9月末までに契約済みの面積は全体の約8割(約1303ha)。

#### (2) 輸送状況

- 2015年3月から累計で**約1394万m<sup>3</sup>の除去土壌等**(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設へ搬入(2024年9月末時点)

#### (3) 施設整備状況

- 2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。



- 土壌貯蔵施設
- 受入・分別施設
- 仮設焼却施設・仮設灰処理施設
- 保管場等
- 廃棄物貯蔵施設

出典: 環境省



土壌貯蔵施設(大熊町)

### 3 2024年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2024年3月22日公表)

- 安全を第一に、地域の理解を得つつ、また、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう、事業を実施する。
- 特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。

# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

## ③里山再生事業について

- 2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。
- 2020年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、2020年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

### 目的

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせることで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進。

### 対象

#### 対象となる里山

住民が身近に利用してきた住居周辺の里山  
(森林公園・遊歩道・キャンプ場等)



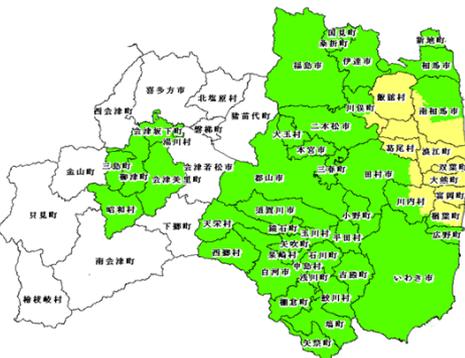
例：キャンプ場



例：遊歩道

#### 対象地域

除染特別地域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村



### 事業内容

以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、2又は3事業を組み合わせる。

#### 除 染

- 人が日常的に立ち入る場所で、堆積物除去や残渣除去等の除染を実施。

例：残渣除去の様子



#### 森林整備

- 間伐などの森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を実施

例：丸太筋工



#### 線量測定

- 住民の利用形態を想定した遊歩道等の空間線量率の測定や個人被ばく線量の測定等を実施

例：歩行サーベイ



### その他

- これまでに7市町村・13か所を採択、事業を実施中  
※里山再生モデル事業も含めれば、16市町村・のべ27か所で実施。

**産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組**

## ①福島イノベーション・コースト構想

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 本構想においては、例えば廃炉作業のためのロボット技術等が他の課題解決にも活用され、育成された専門人材が新技術・新産業の牽引役となり、地域の復興を支えることを企図している。加えて、地域のエネルギーや農林水産業等のプロジェクトを苗床として、新たな研究・産業拠点を整備し、将来的な新技術や新産業の創出に繋げていく。

### 取組の3つの柱

- ①「あらゆるチャレンジが可能な地域」
- ②「地域の企業が主役」
- ③「構想を支える人材育成」

### 具体的取組

- ①**産業集積**  
・ビジネス創出支援  
・技術開発・実用化支援 等
- ②**教育・人材育成**  
・イノベ構想と連動したキャリア教育  
・トップリーダー育成 等
- ③**交流人口の拡大**  
・地域と連携した新たな魅力創造等  
による来訪者の促進 等
- ④**情報発信**  
「東日本大震災・原子力災害伝承館」  
を起点とする情報発信 等

### 重点6分野

#### 廃炉

#### 国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）



楡葉遠隔技術開発センター

#### ロボット・ドローン

#### 福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町）



#### エネルギー・環境・リサイクル

#### 先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株) 福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R) (浪江町)

#### 農林水産業

#### ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



#### 医療関連

#### 技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

#### 航空宇宙

#### 次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

②福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「**福島相双復興官民合同チーム**」を創設。
- チーム員は総勢261人（このうち国の職員は43人。2024年7月1日時点。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,900の商工業者及び約2,700の農業者を個別訪問する（2024年6月末時点）など、**個々の事情に応じたきめ細かな支援**を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長  
(相双機構理事長)

北村 清士 (株式会社東邦銀行 顧問)

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人  
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福島県

原子力災害対策本部

(独)中小企業  
基盤整備機構

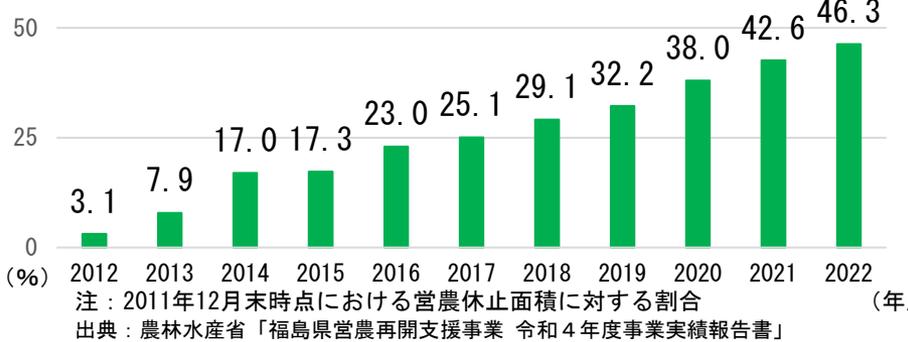
体制

# 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

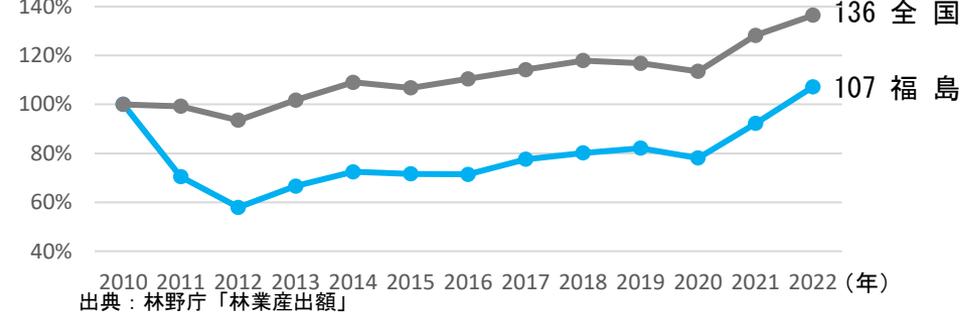
## ③福島県の農林水産業の再生について

- 農業分野：インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援し、12市町村の営農再開面積は約5割。これまでの取組に加え営農再開の加速化に向け、令和3年の福島特措法施行により、農地の大区画化・利用集積、6次産業化施設の整備の促進等のための措置を整備。IT技術等を活用したスマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開、広域的な高付加価値産地の創出を推進。
- 森林・林業分野：放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(ふくしま森林再生事業)、「里山・広葉樹林再生プロジェクト」によるしいたけ等原木林の計画的な再生や特用林産物の産地再生に向けた取組の推進に加え、木材の安全証明体制構築のため放射性物質検査体制の構築やパーク(樹皮)の滞留対策を推進する等、森林・林業の再生に引き続き取り組む。また、帰還困難区域を含む森林・林業の再生に向けた関係者との調整など必要な対応を進める。
- 水産業分野：漁港の復旧は完了。福島県漁業者は平成24年から開始した試験操業を、令和3年3月に終了し、同年4月から本格操業への移行に向けて、水揚量の回復を図っているところ。試験操業の対象の魚種・漁法の水揚げは原発事故前の26%。周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果などを踏まえながら、漁獲量の増大など本格操業への移行を支援。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対し引き続き支援。

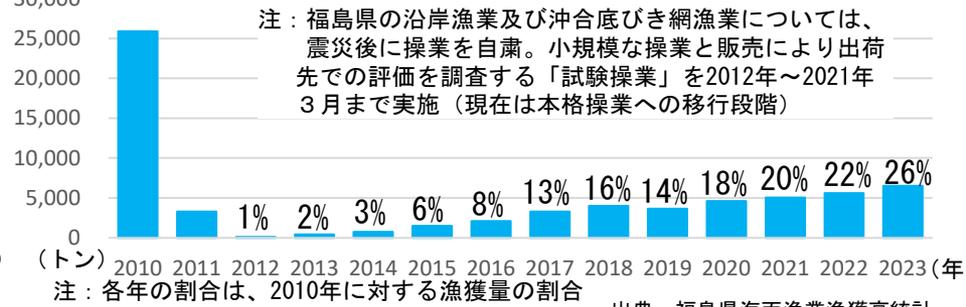
### ○被災12市町村の営農再開面積の割合



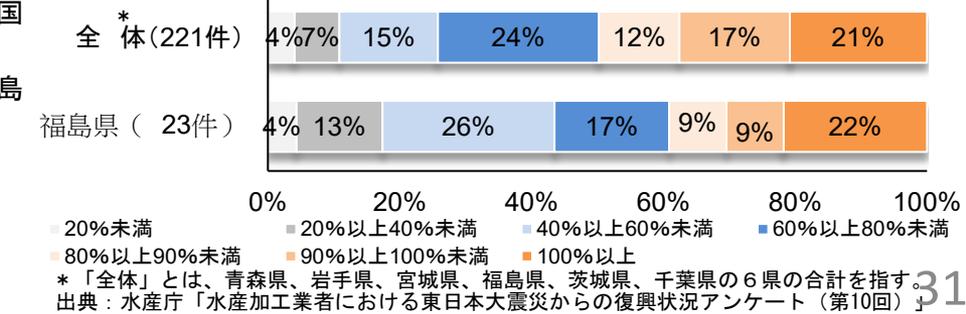
### ○林業産出額 (2010年比)



### ○福島県（属地）における沿岸漁業（沖底含む）及び海面養殖業の水揚量



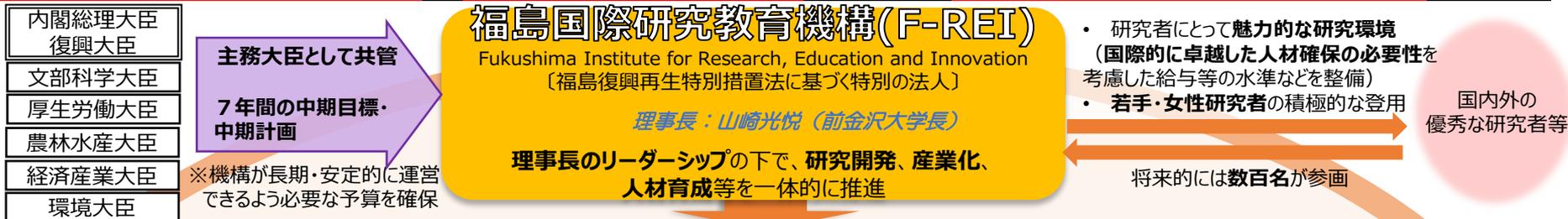
### ○水産加工業の売上げの回復状況



# 福島国際研究教育機構(F-REI)

①福島国際研究教育機構の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。



機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

**【①ロボット】**

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



ロボット・ドローンを活用した被災者の捜索・救助

**【②農林水産業】**

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



農林水産業のスマート化（農機制御システム）

**【③エネルギー】**

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



再生水素 → CO<sub>2</sub> (吸収) → (発酵) → CO<sub>2</sub> → 基礎化学品合成燃料等

カーボンニュートラルの実現（バイオ・ケミカルプロセスによる化学製品等の製造）

**【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】**

放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発及び、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



放射線イメージング技術の研究開発

**【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】**

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等



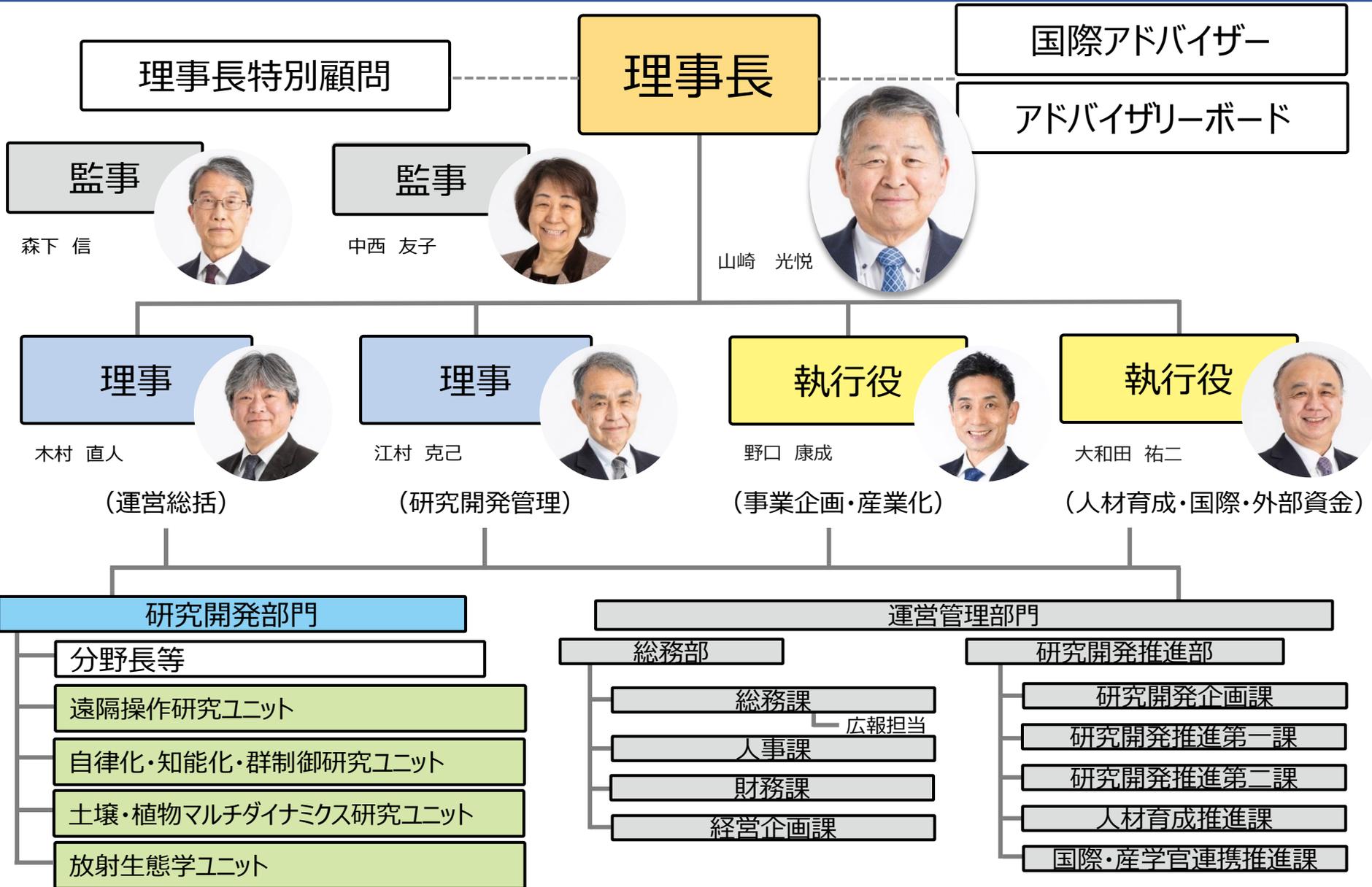
復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

<機構及び仮事務所の立地>  
円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

**本部：ふれあいセンターなみえ内**  
**本施設：浪江町川添地区**

**福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ**

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信



F-REIは、日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、その実施において福島の優位性を発揮できる5分野を基本として取り組む。

【現状】

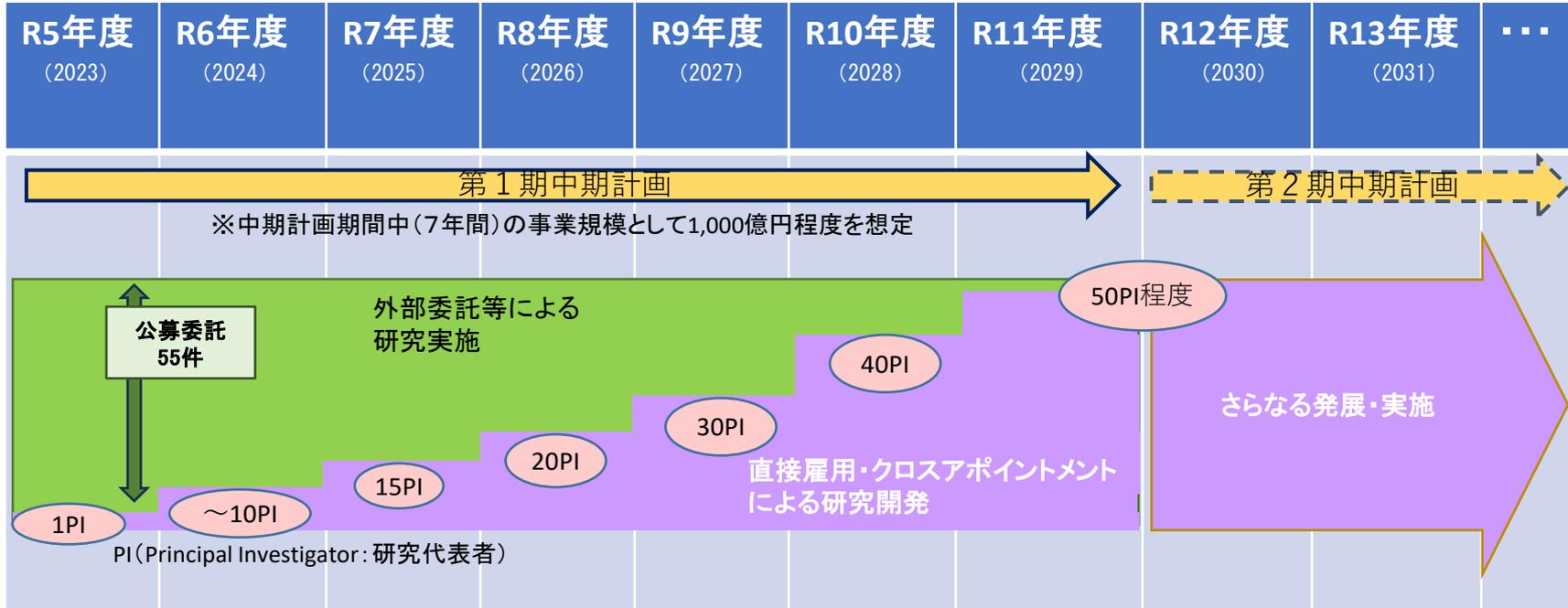
- 各分野を戦略的に推進するため、4名の分野長及びそれを補佐する7名の副分野長を任命。各分野長の下で委託研究先の選定等を進めた。
- 5分野27テーマの委託研究について、順次研究委託先を公募し、選定・協議の上、55件の委託研究開始。

① ロボット分野	<公募テーマ名等>	<代表機関名 (コンソーシアム参加機関)> ※黒: R5中に契約、青: R6に入り契約
● 困難環境下でのロボット・ドローン活用促進に向けた研究開発事業		
(1) 災害現場など困難環境での活用が見込まれる強靱なロボット・ドローン技術の研究開発		・東北大学 (NICT、広島大学、筑波大学、制御システムセキュリティセンター、大阪大学)
(2) 多数のロボット・ドローンによる協調作業を実現する技術の研究開発		・東京工業大学 (熊本大学、産総研) ・会津大学
(3) 湖沼、森林内などでの調査に対応するロボット・ドローンの研究開発		・千葉大学 (日本分析センター) ・福島大学
● フィールドロボット等の市場化・産業化に向けた性能評価手法の標準化事業		
● 防災・災害のためのドローンのセンサ技術研究開発事業		
● 廃炉向け遠隔技術高度化及び宇宙産業への応用事業		
		・(株)日刊工業新聞社
		・信州大学 (千葉大学、慶応義塾大学) ・大阪工業大学
		・広島大学 (産総研、量研機構)
		・北海道大学 (産総研、大熊ダイヤモンドデバイス(株)、福島高専)
② 農林水産業分野		
● 福島国際研究教育機構における農林水産研究の推進		
(1) 土地利用型農業における超省力生産技術の技術開発・実証		・農研機構 (東京大学、ヤンマーアグリ(株)、(株)M2Mクラフト)
(2) 輸出対応型果樹生産技術の開発・実証		・農研機構 (福島県農業総合センター、福島大学、神奈川県農業総合センター、京都大学、筑波大学)
		・産総研 (福島県農業総合センター)
		・産総研
(3) 先端技術を活用した鳥獣被害対策システムの構築・実証		・農研機構 (兵庫県立大学、鳥羽商船高専、(株)アイエスイー、東京工業大学、(株)トレスバイオ研究所、三重県、福島県)
		・東京大学
(4) 施設園芸におけるエネルギー循環利用技術体系の構築と実証		・産総研 (農研機構、国際農研、東京大学、(株)武田鉄工所、(株)水循環エンジニアリング)
		・福島大学 (岡山大学、岐阜大学、岩手県農業研究センター)
(5) 化学肥料・化学農薬に頼らない耕畜連携に資する技術の開発・実証		・東北大学 (福島大学、新潟大学、福島県、農研機構、産総研、全酪産酪農技術研究所)
		・福島大学 (理化学研究所、京都大学、東京大学、北海道大学、筑波大学、東北大学、東京農工大学)
(6) 未利用農林水産業資源を活用した新素材の開発		・東北大学 (福島大学、苫小牧工業高専、トレ食(株))
(7) 福島浜通り地域等の農林水産業復興の将来方向性に関する研究		・福島大学 (PwCコンサルティング)
(8) 福島浜通り地域等の農林水産業復興に資する研究事業 (提案公募型募集)		・農研機構 (日本全薬工業(株)) ・北海道大学 ・東北大学 (福島県農業総合センター) ・住友林業(株) (東京電機大学、(株)ギガソーラー、(株)東日本計算センター、遠野興産(株)、(株)エム・シー・エフ、(公財)福島イノバ機構、合同会社ビスベル)

R6に追加公募を実施：・土地利用型農業における超省力生産技術の技術開発・実証、・林業の自動化に資する技術開発・実証 (提案公募型募集)

③ エネルギー分野	
●ネガティブエミッションのコア技術の研究開発・実証事業	
(1) 植物のCO2固定及びネガティブエミッションへの利用に関する研究開発と実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北大学 (三重大学、大阪公立大学)</li> <li>・東京都立大学 (鳥取大学、国際農林水産業研究センター、国立遺伝学研究所)</li> <li>・岡山大学 (福島大学、東京農工大学、理化学研究所、山形大学、東北大学、東海国立大学機構)</li> <li>・福島大学 (常磐共同火力(株))</li> </ul>
(2) 藻類のCO2固定及びネガティブエミッションへの利用に関する研究開発と実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理研食品(株) (理化学研究所、長崎大学)</li> <li>・三重大学 (京都工芸繊維大学、京都大学、Bio-energy(株))</li> <li>・日本製鉄(株) (金属系材料研究開発センター)</li> <li>・東北大学 (鹿島建設(株))</li> </ul>
●バイオ統合型グリーンケミカル技術の研究開発事業	・東京大学
●水素エネルギーネットワークの構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力中央研究所</li> <li>・東京大学 (東北大学、京都大学)</li> </ul>
④-1 放射線科学・創薬医療分野	
●加速器を活用したRIの安定的かつ効率的な製造技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪大学 (量研機構、東北大学、東京大学、新潟大学)</li> <li>・福島県立医大</li> <li>・理化学研究所</li> </ul>
●RIで標識した診断・治療薬に関する研究開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県立医大 (大阪大学、量研機構)</li> <li>・東京大学 (理化学研究所、東京工業大学、(株)千代田テクノル)</li> </ul>
●農作物の生産性向上等に資するRIイメージング技術の開発等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量研機構 (東京大学、筑波大学、東北大学、東海国立大学機構、北海道大学、近畿大学、東京農業大学、高知大学、(株)プランテックス)</li> </ul>
④-2 放射線の産業利用分野	
●超大型X線CT装置等を活用した産業のデジタル化技術の開発等に関する調査研究事業	・CPE技術研究組合
⑤ 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信	
●環境中の放射性物質の動態への人間活動の影響・移行抑制対策効果の評価手法開発事業	・日本原子力研究開発機構
●原子力災害からの復興に向けた課題の解決に資する施策立案研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎大学 (福井大学、福島大学、伝承館)</li> <li>・東京大学 (伝承館、(株)サーベイリサーチセンター)</li> <li>・福島大学 (京都大学、福島県)</li> <li>・福島学院大学</li> <li>・福島県立医大 (山梨大学、長崎大学)</li> </ul>
●まちづくり研究及びラーニング・コミュニティハブ整備事業	
(1) 福島浜通り地域におけるまちづくり研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北大学 (福島大学)</li> <li>・福島高専</li> <li>・東京大学</li> </ul>
(2) 福島浜通り地域におけるラーニング・コミュニティハブの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京大学 (伝承館)</li> <li>・宇都宮大学 (福島高専)</li> </ul>

＜研究実施体制＞



【今後の取組】

- ・令和6年度以降は、外部委託等による研究開発について、その進捗状況及び成果を踏まえて統廃合しつつ、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行予定。
- ・クロスアポイントメントを積極的に活用しつつ、国内外の優秀な研究者をPIとして選考又は公募により採用する方針。(現行の委託研究とは別テーマの研究も開始予定。)

F-REIにおける研究開発を、福島をはじめ東北の復興に結び付けるためには、広く企業や関係機関を巻き込みながら、実用化や新産業創出に着実につなげていく必要がある。国や地方公共団体が取り組む産業化施策と緊密に連携を図るほか、産業創出の分野で活動する外部の機関・関係者の知見を活用するための連携等を積極的に行う。

### ネットワーク形成のためのセミナー等の開催

- ① 第1回F-REI産学官ネットワーク・セミナー (R5.1.13)  
会場：虎ノ門ヒルズ森タワー  
参加者：112社等278名 (うち122名は会場参加)
- ② F-REI設立記念シンポジウム (R5.4.15)  
会場：いわきワシントンホテル  
参加者：約600名 (うち258名は会場参加)
- ③ 第2回F-REI産学官ネットワーク・セミナー (R5.10.12)  
会場：TKPガーデンシティ仙台ホール  
参加者：76社等156名 (うち113名は会場参加)



### シーズ・ニーズを把握するための市町村座談会の開催

農業、工業、商業等の様々な現場に伺い、経営者等からF-REIに対する多様なニーズや研究開発のシーズを聞き取るほか、市町村長等との直接対話を通じ、地域の産業構造や課題を把握。R5年度中に、浜通り地域等15市町村すべてで開催。R6年度は中通り、会津地域では地域別、浜通り地域等ではテーマ別で開催予定。



イノベーションを創出し、新たな産業基盤の構築を通じて、福島や東北の創造的復興を実現し、ひいては世界の課題解決を目指すためには、まずは、F-REIにおいて様々な分野の研究者や技術者を育成し、多くの人材が長期にわたり復興をリードし、技術革新を通じて社会変革を成し遂げていくことが重要。

F-REIが地域に密着し長期的に発展していくため、小中高生等が先端的な研究・学術分野に触れる多様な機会を設け、地域の未来を担う若者世代を対象とした連続的な人材育成を進める。

### ○F-REIトップセミナーの開催

福島県内の大学、高校等の学生・生徒を対象として、最先端の科学技術の魅力、学ぶことの重要性などをテーマに、F-REI役員陣によるセミナーを開催。

R5年度は14機関で開催。

[ 福島大学、会津大学、福島県立医大、東日本国際大、福島高専  
相馬高校、会津学鳳中学校・高校、会津高校、小高産業技術高校  
安積高校、ふたば未来学園高校、福島高校、磐城高校、原町高校 ]

R6年度は法定協4機関で開催。

[ 福島大学、会津大学、福島県立医大、福島高専 ]



### ○F-REIサイエンスラボ

- ・ 小学生と保護者を対象に、科学を身近に感じてもらうための実験教室を開催 (R5.10.15)
- ・ エフレイ研究者の指導の下、高専生の企画による小中学生向けの学びの場を開催 (R6.1.8)  
(霧箱による放射線可視化と放射線計測等の実験実習)
- ・ WRS過酷環境チャレンジ2025プレ大会の広報活動の一環として、県内小中学生向けにドローン教室を開催 (R6.8.9)
- ・ QSTと共催でサイエンスコミュニケーターと高専生が小学生に対し霧箱等の実験を通じて放射線などを教える科学実験教室を開催 (R6.8.10)

### ○その他

(公財)福島イノベ機構が実施する高校生向けの出前授業プログラムの一環として、科学の楽しさを伝え、理系導入を促す授業を実施予定。

連携大学院制度等により、F-REIの研究者による研究指導など、大学院生や大学生等を対象とした人材育成を進める。

### ○東北大学との連携大学院(連携講座)の設置

東北大学大学院医学系研究科に令和6年度から「放射性環境生体医学連携講座」を設置し、F-REIの研究者が東北大学大学院のポスドク、大学院生を指導。指導開始に向けて準備中。



F-REIは、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発の進捗状況の把握等の協議等を行うため、新産業創出等研究開発協議会 (F-REI協議会) を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築する。

### F-REI協議会の組織・運営

F-REI協議会の第1回会合をR5年5月10日に大熊町で開催し、第2回会合をR6年1月12日に富岡町で開催。R6年度は2回程度開催を見込み、第3回はR6年8月5日に双葉町で開催。

(構成員) F-REI、福島県知事、福島大、福島県立医大、会津大、福島高専、AIST、NARO、QST、JAEA、NIES、内閣府、復興庁、文科省、厚労省、農水省、経産省、環境省、浜通り地域等15市町村長、イノベ機構



### 連携協力に関する基本合意書等の締結

F-REIと大学・高専、関係自治体、企業などとの間で、研究開発・人材育成等における連携、双方の資源を有効に活用した協働活動等、締結先に応じた基本合意書 (MOU) 等を締結。

福島高専 (R5.4.1: 岸田総理の立ち合い)、福島県立医大 (R5.4.5) いわき市 (R5.4.15)、福島大学 (R5.5.17)、浪江町 (R5.5.29) 会津大学 (R5.5.30)、南相馬市 (R5.9.1)、東邦銀行 (R6.1.25) 東北大学 (R6.3.8)、学校法人昌平堂 (R6.6.7)、量子科学技術研究開発機構 (R6.7.23) 米国パシフィック・ノースウェスト国立研究所 (R6.10.3)



### 施設統合

#### 環境動態研究関係

次の施設における放射性物質の環境動態研究に係る部分についてF-REIに統合。

- ① 量子科学技術研究開発機構 (QST) 放射線医学研究所福島再生支援研究部福島研究分室、いわき出張所→R5年4月1日 F-REIに統合 (放射生態学ユニット)
- ② 日本原子力研究開発機構 (JAEA) 廃炉環境国際共同センター (CLADS)
- ③ 国立環境研究所 (NIES) 福島地域協働研究拠点

R7年4月 三春町に所在する環境動態研究部分をF-REIに統合予定  
R6年7月8日に環境創造センターにおける連携協力に関する基本協定を締結

#### 福島ロボットテストフィールド関係

ロボット分野における研究開発成果の産業化のための実証等をより効果的・効率的に行えるようにする観点から、福島県が設置している福島ロボットテストフィールド (RTF) のF-REIへの統合に関し、福島県と協議に取り組む。

R7年4月の統合について、R6年6月14日に基本合意書を締結

福島国際研究教育機構の施設基本計画 <概要>

はじめに

「福島国際研究教育機構基本構想」(令和4年3月29日復興推進会議決定)において、F-REIが着実に業務を本格実施できるよう、当初の施設整備は国が行い、令和5年度までに設計条件を盛り込んだ施設基本計画を取りまとめることとされている。

本計画は、復興庁に設置した「福島国際研究教育機構施設の在り方に関するアドバイザー会議」で取りまとめた「福島国際研究教育機構の施設基本計画策定に向けて」を踏まえたものである。

施設整備の方向性

多様な研究開発活動に応じた施設づくり

- ・「創造的復興の中核拠点」にふさわしいシンボル性を持った環境の創出
- ・イノベーションを起こす研究開発の実施に資する空間の創出
- ・分野横断的な融合等を促進する交流・連携空間の創出
- ・若手や女性、外国人などの多様な研究者の活躍を支える環境整備等

周辺環境や景観に配慮した施設づくり

- ・土木と建築、ランドスケープの一体的な検討
- ・浪江駅周辺のまちづくりとのつながりを考慮等

研究者や地域の方々に親しみやすい施設づくり

- ・F-REI研究者や地域住民等来訪者の交流空間の創出等

安全で快適な施設づくり

- ・耐震性能の確保や浸水対策の実施
- ・施設内外において適切なセキュリティレベルを設定等

地球環境にやさしい施設づくり

- ・再生可能エネルギーや水素等グリーンエネルギー活用の検討
- ・ZEB化や木材利用の検討等

段階的供用及びサステナブルな施設づくり

- ・研究活動等の早期の本格化を目指し、各施設を順次段階的に供用開始
- ・将来的な施設の拡張性や更新のしやすさ等を考慮した配置計画等

研究開発等環境の充実に資する施設整備に向けた重点方針

研究開発等環境(総論)

分野横断的・学際的な研究の促進/共同研究等を促進するための産学連携交流スペースの配置等

交流・連携

天候や気候に影響を受けずに自由に入出りができるオープンスペースの整備/ホール、大会議室、広報・展示室等の整備等

防災・減災

耐震・浸水対策(盛土等)/研究の継続性/地域防災の向上への貢献等

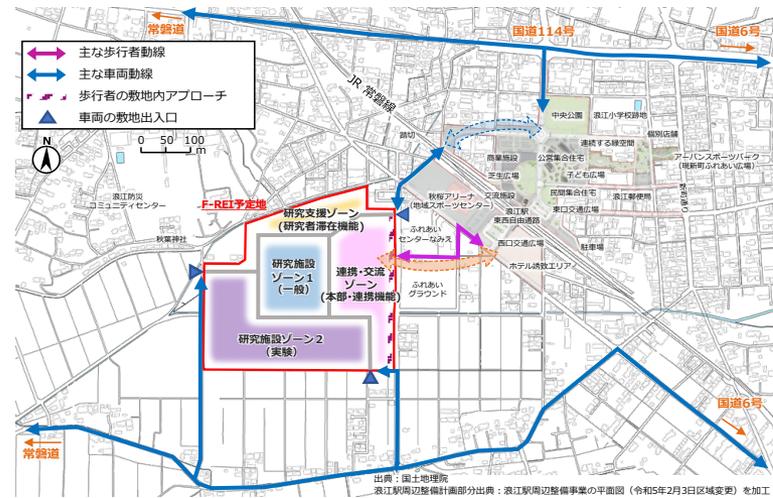
環境・サステナビリティ

エネルギー管理システムの構築/緑地空間の創出/省エネルギー化や耐久性の確保等

令和6年1月30日 復興大臣決定

ゾーニング図/動線図

本敷地の都市計画事業における都市施設(研究施設)の面積は約16.9万㎡。



※現時点での想定であり、今後の詳細検討等に併い変更する可能性がある。

ゾーン名	主な施設	
連携・交流ゾーン	本部施設	管理・運営を担うための施設
	本部機能支援施設	F-REI関係者の研究活動・職務を支援するとともに、F-REIの活動や研究成果を広報・展示するための施設
	図書・情報施設	研究者等が文献調査を行うほか、研究データの保管等のためのサーバーを設置するための施設
	講堂・ホール施設	研究成果の発表や人材育成のための講義、見学者等の来訪者への情報発信等を行うための施設
研究支援ゾーン	短期宿泊施設	連携大学院制度による大学院生や共同研究等のためのポストドクター等が一時的に滞在するための施設
研究施設ゾーン1	研究実験施設	F-REI研究者や共同研究者等が日常的に滞在し、研究活動を行うための施設
研究施設ゾーン2	固有実験施設	F-REI研究者や共同研究者等が高度な研究活動を行うための施設
-	その他	中央監視施設や廃棄物処理施設、受変電施設等を想定

工期

・復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、さらに可能な限り前倒しに努める。

# 風評対策

# 風評被害対策

## ①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「**原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）**」を開催（2013年3月～）。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、**より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針**として、「**風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略**」を決定・公表。
- この戦略の下、「**知ってもらう**」、「**食べてもらう**」、「**来てもらう**」の3つの視点から、関係府省庁において**工夫を凝らした情報発信**を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的に**フォローアップ**する。

### 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について**シンプルかつ重要な順に明示**。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、2021年4月の処分方針の決定を受け、同年8月20日に開催した**風評対策タスクフォース**において、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「**ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ**」として、とりまとめ、公表。

## ②ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ(概要)

### 考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

### 施策(概要)

#### 1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

##### (1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開

- ・ ALPS処理水の安全性等に関し、詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすいコンテンツを作成、発信
- ・ トリチウムに関するモニタリング結果を発信
- ・ ALPS処理水の海洋放出と食品の安全性について、大臣のメッセージを動画により多言語で配信 等

##### (2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備

- ・ 関心や理解の度合に応じて、インターネット、SNS等を含む多様なメディアを活用するとともに、広く関心を惹起するため、インフルエンサーを活用
- ・ テレビやラジオのCMや広告に加え、ウェブ上でのプッシュ型広告を活用
- ・ 科学的根拠に基づくわかりやすいウェブサイトの新設、バナー広告を展開 等

##### (3) 消費者等の安心につながる取組の展開

- ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
- ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
- ・ 放射線専門家や料理人等を起用
- ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を実施 等

##### (4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化

- ・ 放射線副読本を活用した出前授業やワークショップ、教職員研修を実施
- ・ ホープツーリズムを推進するため、関係者を対象とした視察の実施 等

##### (5) 政府一体となった施策実施体制の構築

- ・ 本タスクフォースの参加のもとで開催された広報の専門家等からなる有識者会議での提案・助言を参考に、情報発信等が更に効果的なものとなるよう検討 等

#### 2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

##### (1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援

- ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討、実施 等

##### (2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施

##### (3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

#### 3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

##### (1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応

- ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
- ・ 海外紙において広告記事を掲載し、インターネット広告を実施
- ・ 日本政府観光局(JNTO)グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等

##### (2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい

- ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
- ・ 報道関係者の現地視察やオンラインブリーフを実施 等

##### (3) 国際機関との緊密な協力

- ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関(IAEA、OECD/NEA)と緊密に協力した情報発信

##### (4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明

- ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等

##### (5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用

- ・ G7サミット及び関係閣僚会合の機会を活用して、食品の安全性やALPS処理水の処分等について情報発信 等

#### 4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

##### (1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握

- ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内外の消費者を対象に実施したインターネット調査結果等を踏まえた情報発信

##### (2) 風評影響の把握

- ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
- ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析

##### (3) 風評構造の分析

- ・ 広報の専門家等からなる有識者会議(前掲)での有識者の意見を参考に新たな施策を検討、実施 等

- 福島復興の現状、ALPS処理水の安全性、「三陸・常磐もの」をはじめとした地元産品や地域の魅力について、様々な媒体等を活用し国内外に向けて情報発信。

<国内向け情報発信>

① 復興の現状を知ってもらうサイトの公開

2011年の東日本大震災と原発事故からの復興が進む福島県のことをもっと知ってもらうため、復興の現状や放射線の基礎知識、福島県産農林水産物等の魅力を伝えるためのサイト「福島の今」を公開。

② 児童・生徒向け動画の配信

ALPS処理水の海洋放出の安全性や、放射線の基礎知識及び風評対策等を伝えるための動画を配信。

③ 首都圏・近畿圏におけるTV番組の放送、動画の配信

福島県浜通りの魅力を伝える特番を令和6年10月11日に福島県、10月19日に首都圏、11月4日に関西圏で放送。また、取材の様子を収めた動画を配信。

④ FMラジオ番組の放送、動画の配信

福島で活躍する人物、地元産品の魅力に焦点を当てた番組を月2回放送。また、取材の様子を収めた動画を配信。

⑤ 出前授業

国内の中高校に職員を派遣し、復興の現状、ALPS処理水の安全性、風評の影響等について出前授業を実施。  
(R5: 8校、R6: 14校の予定)

⑥ 福島県における親子釣りイベント

「常磐もの」の魅力や安全性を親子に発信する親子釣り大会を令和6年10月27日に実施。

⑦ イベント・フェアでの情報発信

福島復興の現状、ALPS処理水の安全性、「三陸・常磐もの」の魅力等を発信するイベント・フェアを開催。  
(R5: 3回、R6: 9回の予定)



ALPS処理水に関する動画



浜通りの魅力を伝える特番



親子釣り大会

【動画実績】

- ・ 42本
- ・ 1,000万回再生

<海外向け情報発信>

① 海外紙での記事広告やWeb広告

福島復興の現状、ALPS処理水の安全性、食・観光の魅力に関して、アジア、欧米で記事広告やWeb広告を展開。

② 福島復興の現状、ALPS処理水、食・観光に関する動画の配信

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」に掲載するとともに、英・中・韓・仏・スペイン・タイ・ベトナムの複数言語で配信。今年度は復興の現状と食・観光に関する新規動画を12月に配信予定。

③ 福島復興の現状や魅力を発信するイベントの開催

東南アジアにおいて、地元産品や観光などの魅力を発信するイベントを開催。  
また、東京で開催された太平洋・島サミットの機会を捉えて被災地の魅力を発信。

④ 外国人モニターツアー

東アジア・東南アジアを対象とした、福島復興の現状や地域の魅力を発信するツアーを実施。



ALPS処理水に関する動画



東南アジアでのイベント

【動画実績】

- ・ 24本
- ・ 4,600万回再生

# 福島復興関連法制度・予算

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

## 基本姿勢及び各分野の取組

### 1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

#### ○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は完了までの間、支援を継続

#### ○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

#### ○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続  
(※) 第2期期間内に終了しないものは、政府全体の総合的な活用も含め、支援のあり方を検討、適切に対応

#### ○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続  
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

#### ○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)  
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

#### ○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

### 3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備  
・効果的な復興の手法・取組の整理、復興の変遷、進捗状況、評価・課題等を取りまとめ、関係機関等への普及・啓発

## 事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は適切な時期に見直し、必要な復興事業に支障のないよう財源を確保

## 2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要  
→ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

#### ○ 事故収束

・廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に実施  
・ALPS処理水の処分完了まで、政府が全責任を持って対応

#### ○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等  
・県外最終処分に向け、政府一体となった体制整備の取組を推進

#### ○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続  
・特定帰還居住区域制度のもと、避難指示解除の取組を推進

#### ○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

#### ○ 福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進

・「創造的復興の中核拠点」を目指し、取組を推進(R5. 4設立)

#### ○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

#### ○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信  
・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進  
・ALPS処理水放出後の正確な情報発信等の推進

## 組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転  
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

## 目的

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生の推進
- ・東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生

## 基本理念

- ・地域社会の絆の維持及び再生
- ・住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ること
- ・地方公共団体の自主性及び自立性の尊重
- ・地域のコミュニティの維持への配慮
- ・正確な情報提供

### 福島復興再生基本方針（閣議決定）

#### 福島復興再生計画（知事が作成、内閣総理大臣が認定）

（原子力災害からの福島の復興及び再生）

原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

（避難指示・解除区域の復興及び再生）

避難解除等区域の復興・再生

特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

（福島全域の復興及び再生）

放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

原子力災害からの産業の復興・再生

福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定帰還居住区域復興再生計画

農用地利用集積等促進計画

帰還・移住等環境整備事業計画

生活拠点形成事業計画

企業立地促進計画

新産業創出等推進事業促進計画

特定事業活動振興計画

### 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・生活の安定を図るための措置
- ・住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置
- ・住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置
- ・再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置
- ・東日本大震災からの復興のための財政上の措置の活用 など

### 原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

### 福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・新産業創出等研究開発やそれに係る人材育成等を総合的に行う

# 福島復興再生基本方針の概要 [令和5年7月28日閣議決定]

## <福島復興再生基本方針の改定>

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月閣議決定、令和5年7月28日に4度目の改定）
- 令和5年6月に施行された改正福島特措法において、特定避難指示区市町村の長は、「**福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる**」（改正後の法第17条の9第1項）とされたこと等を踏まえ、改正法の内容等を盛り込むため、基本方針を改定するもの。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。

## <改定後の各取組の概要> ※赤字は主な改定箇所

● 避難解除等区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ALPS処理水に係る取組、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度</li> </ul>
● 特定復興再生拠点区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）、<b>特定帰還居住区域の整備、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外</b>の帰還困難区域に係る取組</li> </ul>
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等のいじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア</li> </ul>
● 原子力災害からの産業の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、ALPS処理水に係る理解醸成等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等</li> </ul>
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、<b>新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立</b>、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等</li> </ul>
● 関連する復興施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用</li> </ul>
● その他福島の復興・再生に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等</li> </ul>

## 法の内容等

- 被災者<sup>(1)</sup>の不安の解消、安定した生活の実現のため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を規定
    - (1) 一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれに準ずる者
  - 政府は、支援対象地域<sup>(2)</sup>、被災者の生活支援等に関する基本的な事項等を定める「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(基本方針)を定める
    - (2) 放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが、一定の基準以上である地域
  - 政府は、放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直す
- ※ 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行

## 基本方針の内容等(平成25年10月閣議決定、平成27年8月改定)

- 支援対象地域に関する事項
  - ・ 当初、放射線量の年間積算量が**20mSvを下回るが相当な線量が広がっていた地域**について、支援施策を網羅的に行うべきとし、**福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)**を支援対象地域と規定
  - ・ 改定の際、線量は大幅に低減しているが、避難先等への居住、元の居住地への帰還について被災者が判断するためには一定の期間を要するため、**当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対象地域の縮小又は撤廃はしない旨規定**
- 被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項  
被災者が具体的な施策について把握できるようにするため、**関係省庁の各施策の概要、対象地域等を記した資料を取りまとめ、公表**することを規定

## 支援施策の概要

- ・放射線による健康への影響調査(県民健康調査)
- ・住宅確保の支援(公営住宅の入居円滑化措置)
- ・移動の支援(原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置)
- ・子どもの就学等の援助・学習等の支援(福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業)等

